

奈良県森林・林業無料職業紹介所業務運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条に基づき、奈良県が奈良県森林・林業無料職業紹介所（以下「本事業所」という。）で行う無料職業紹介業務について、必要な事項を定める。
- 2 本事業所では、奈良県の新たな森林環境管理制度の担い手を確保するため、第11条に掲げる職種及び地域に係る無料職業紹介業務を実施する。

(求人者の申込)

- 第2条 本事業所は、求人者の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、すべて受理するものとする。
- ① 申込みの内容が法令に違反するとき
 - ② 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき
 - ③ 賃金、労働時間、その他労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認められるとき
 - ④ 第11条に掲げる職種及び地域に該当しないとき
- 2 求人者の申込みをしようとする者は、求人票（様式1）に必要事項を記載して本事業所に来所若しくは郵便、ファックス、電子メールで提出するものとする。

(求職者の申込)

- 第3条 本事業所は、求職者の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、すべて受理するものとする。
- ① 申込みの内容が法令に違反するとき
 - ② 第11条に掲げる職種及び地域に該当しないとき
- 2 求職者の申込みをしようとする者は、求職票（様式2）に必要事項を記載して、本事業所に来所若しくは郵便、ファックス、電子メールで提出するものとする。

(労働条件の明示)

- 第4条 求人者は、求人者の申込みにより本事業所に対し、本事業所は、紹介に当たり求職者に対し、その従事すべき業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示しなければならない。

(紹介の原則)

- 第5条 本事業所は、求職者に対し法第2条に規定される職業選択の自由を踏まえ、求職者の能力に適合する職業を紹介するように努めるものとする。
- 2 求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。
- 3 求職者を求人者に紹介する際は、紹介状（様式3）をもって行う。

(採否の報告)

- 第6条 求人者及び求職者は、無料職業紹介所が行った職業紹介の結果、雇用関係が成立した場合（採用が内定した場合を含む。）又は不成立となった場合は、それぞれ速やかに本事業所にその結果を選考結果通知（様式4）により報告しなければならない。

(労働争議に対する介入)

- 第7条 本事業所は、労働争議に対する中立の立場から、同盟罷業又は作業場閉鎖の行わ

れている求人者に、求職者を紹介してはならない。

(秘密の厳守)

第8条 本事業所は、法第51条の2の規定により、職業紹介の業務上、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密として、これをほかに漏らしてはならない。

(均等待遇)

第9条 本事業所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的取扱いを一切行ってはならない。

(職業紹介担当者及び責任者)

第10条 本事業所は、無料職業紹介業務を円滑に実施するため、担当者を置くとともに、次に掲げる事項を統括管理させるため、職業紹介責任者を置くものとし、奈良県森林資源生産課長の職をもって充てる。

- ① 求人者及び求職者からの申出を受けた苦情の処理に関する事
- ② 職業紹介に係る求人者及び求職者の個人情報の管理に関する事
- ③ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導に関する事
- ④ 職業紹介の調整に関する事
- ⑤ その他法第5条の5第1項各号に該当する求人の申込み

(取扱職種及び取扱地域)

第11条 本事業者が取扱う職種及び地域は次の各号のとおりとする。

- ①職種 林業の職業及び林業技術者
- ②地域
ア 求人者 奈良県
イ 求職者 国内

(自己申告)

第12条 本事業所は、求人者に対し、求人の申込みが法第5条の5第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させる。

2 前項の自己申告は自己申告書(様式5)の提出をもっておこなう。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月28日より施行する。